情勢

大震災からの漁業復興に向けて
――全国漁業協同組合連合会の取組み――

常務取締役　鈴木利徳

はじめに

平成23年３月11日三陸沖で発生した大地震は巨大な津波を引き起こし，東北地方太平洋側を中心に多くの尊い人命を奪うなど甚大な被害をもたらした。また，震源に近い宮城県中部以北から岩手県にかけての三陸地域は，海岸線が複雑に入り組んだリアス式海岸が連なり養殖生産に適した波の静かな湾を多数有しており，ホタテ，カキ，ワカメ，コンブ，ギンザケ等の養殖が盛んであるとともに，天然の良港にも恵まれ，カツオ・マグロ漁業，大中型まき網漁業など沖合・遠洋漁業の基地となっている基幹漁港が多数存在している地域であり，今回の大災害が日本の水産業に及ぼした影響は大変深刻なものがある。

さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難指示等が発令された地域や航行危険海域では漁港の利用禁止，漁業の操業禁止，また放射能汚染を考慮した自主的な操業断念など原発事故は周辺海域の漁民・漁業に多大な被害をもたらしている。

このような未曾有の大震災に直面するなかで，水産業の復旧・復興に向けて漁業協同組合（JF）は漁村の中核的組織として重要な役割を担っており，そのような漁協の取組み事例については当農林中金総合研究所のホームページに紹介しているので是非ご一読いただきたい。

本稿ではJFグループの活動を全国組織の立場から支援し，復興対策・政策要請において主導的役割を果たしている全国漁業協同組合連合会（以下，JF全漁連）のこれまでの取組みを整理し，記録にとどめることとしたい。

1　被害状況の把握と緊急支援活動

(1)　復興対策本部の設置

地震発生の２日後３月13日に服部郁弘JF全漁連会長を本部長とする「JFグループ東北地方太平洋沖地震漁業・漁村災害・復興対策本部」（以下，復興対策本部）を設置した。構成団体は全国漁業協同組合連合会，全国共済水産業協同組合連合会，全国漁業共済組合連合会，全国漁協女性部連絡協議会，全国漁青連であり，被害状況の把握，緊急支援活動，復興対策の立案・要請などの活動を開始するとともに，「がんばれ漁業募金」と銘打った募金活動も開始した。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

《参考資料1》

東北地方太平洋沖地震被害に係る声明
―我が国漁業の復興へのご理解・ご支援のお願い―

３月11日，我が国を襲った東北地方太平洋沖地震と大津波は，多くの尊い人命を奪うとともに漁業・漁村に壊滅的な被害を与えております。

亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに，被害を受けられた方々に対しましては心よりお見舞い申し上げます。

国におかれては，人命の救助と被災者の救援を最優先にお取組みいただきますようお願い申し上げます。

JFグループといたしましては，「JFグループ東北地方太平洋沖地震漁業・漁村災害・復興対策本部」を直ちに設置し，政府及び関係団体と連携して被害状況の把握・救援，一日も早い復興に，全国の漁業者とともに総力を挙げて取り組んで参る所存であります。

特に，津波による沿岸域の被害は甚大なものであり，漁船，陸上施設の被害のみならず，海に押し流された施設の除去等，漁場の復旧には相当の時間を要すると考えられます。

漁業者並びにJFグループは，未曽有の苦難を乗り越え，食料供給や国民生活の安全確保の責務を今後とも果して参る所存であります。国並びに国民の皆様におかれましては，被災者の救助・救援，また漁業・漁村の一日も早い復興に，何卒，ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2011年３月14日
全国漁業協同組合連合会
代表理事会長　服部郁弘

各県段階においても県対策本部が次々と設置され，支援物資の搬送，募金活動の呼びかけが全国規模で展開されていった。

３月14日にはJF全漁連会長名で声明「東北地方太平洋沖地震被害に係る声明―我が国漁業の復興へのご理解・ご支援のお願い―」（参考資料１）を発表し，国並びに国民に向けて被災者の救助・救援と漁業・漁村復興への支援を呼びかけた。

(2)　被害状況の把握と救援物資の搬送

震災発生後電話が不通となり連絡の取れないJFも多く，被害状況の把握は当初困難を極めた。３月17日には，被害の全貌がまだ明らかにならないなか，被災地の状況把握と激励のために服部復興対策本部長らは救援物資を詰め込んだ緊急車両で宮城県に入り，宮城県災害対策本部で被災状況等の説明を受けた。その後矢継ぎ早に，長屋信博復興対策本部事務局次長が３月19日に岩手県に，吉田博身復興対策本部事務局長が３月22日に福島県に，３月25日に青森県の被災地に現地入りし，被害状況の把握と現地との意見交換を行った。

救援物資の搬送も３月15日には「とどけ！全国の漁師の想い号」（10トン車）と名付け

とどけ！全国の漁師の想い号

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

たトラックに飲料水，食料などを満載して被災地に届け，その後も２号車，３号車，４号車と緊急救援物資を送り続けた。(注1)

（注１）震災発生から１か月間のJFグループの救援活動については『漁協』NO.139，2011春号「JFグループ救援ドキュメント―東北地方太平洋沖地震発生から１カ月の動き―」参照

(3)　義援金

「がんばれ漁業募金」は当初JFグループ内で取り組み，全国で強力な募金活動を展開した結果，JFグループ総計で19億4,000万円と目標募金総額（10億円）を大幅に上回る大きな成果を上げた。また，農水省のお魚大使である「さかなクン」の協力も得て有楽町駅前，築地，霞が関等での街頭募金活動，一般の人を対象とする募金口座の開設，TBS「絆」プロジェクトへの参加など活動が広がった。さらに，韓国漁業者や生活協同組合などからの義援金も加わり，2012年２月10日現在，募金総額は21億6,000万円を超え，主要被災県域である青森，岩手，宮城，福島，茨城の各県JF災害対策本部などに送金されている。(注2)

（注２）「がんばれ漁業募金」の収支報告はJF全漁連ホームページの「おしらせコーナー」参照

お魚大使「さかなクン」による街頭募金活動

(4)　燃油の確保

震災直後から東日本の製油所や元売の出荷基地が相次いで稼働停止し，石油製品の供給は大混乱となった。JF全漁連は，緊急輸入によって漁業用Ａ重油を確保し，被害が軽微であった八戸，釧路をはじめ，被災を免れた酒田，金沢等の油槽所を拠点として供給を続けた。ガソリンや灯油等についても関東・関西・北陸等の各地から製品と物流を確保し，いち早く被災地区のJF漁連・漁協に届けた。さらに，被災した東北地区の医療機関に対しても，人命尊重の視点から発電用Ａ重油の供給を行った。

震災により，JA全漁連の油槽所は，気仙沼・石巻で全壊し廃止，大船渡も設備が大破し稼働不可となった。これらの地区は県外船も入港する漁業基地であり，当漁期の水揚げを危ぶむ声も聞かれたが，地元の復旧・復興への期待やこれに応えようとする県外からの要請もあり，JF全漁連は，大船渡と気仙沼に海上燃油タンク「magocoroステーション」を設置し，漁業基地としての機能回復に努めた。このような取組みと地元関係者の熱意や尽力もあって，気仙沼は生鮮カツオ水揚量日本一の座を前年に引き続き守った。

2　復興に向けての取組みと政策提言

(1)　復興・再生プロセスの考え方

被害状況の把握，被災地支援等で多忙を極めるなか，復興対策本部は３月23日，国

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1図　東北地方太平洋沖地震被害の復興・再生プロセスの考え方

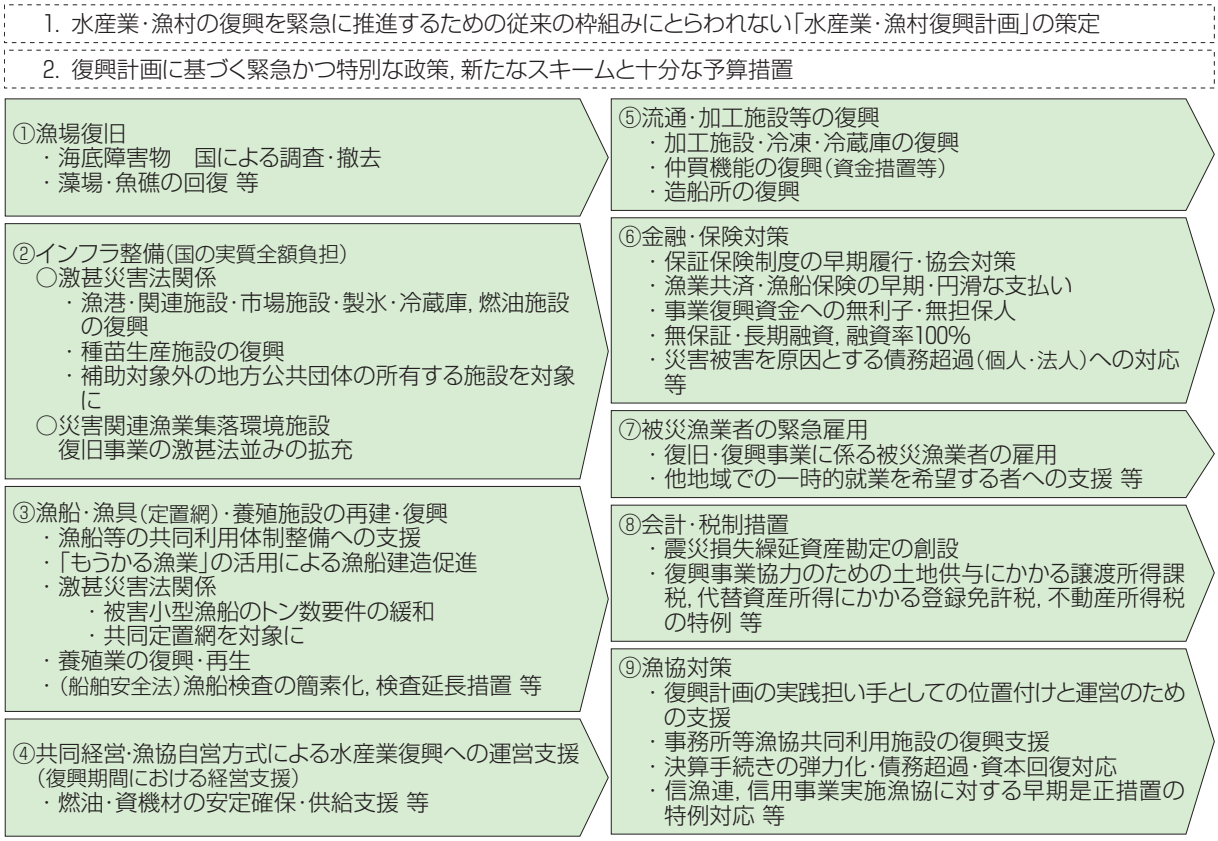

出典　全国漁業協同組合連合会『東日本大震災による水産への影響と今後の対応』2012年3月

に対し「わが国水産業の復興に関する緊急要請」を行うとともに，４月１日には，北海道，青森，岩手，宮城，福島，茨城，千葉の被災道県のJF漁連（県JF(注3)）の役員等が東京に集まり，復興に向けた意見交換会を開催した。会議では，復興対策本部がとりまとめた「東北地方太平洋沖地震被害の復興・再生プロセスの考え方」（第１図）が示され，今後の復興の進め方について意見を交換した。復興・再生プロセスの考え方では，まず第一に，水産業・漁村の復興を緊急に推進するための「水産業・漁村復興計画」の策定を挙げ，つぎに，復興計画に基づく緊急かつ特別な政策措置として，①漁場復旧，②インフラ整備，③漁船・漁具・養殖施設の再建・復興，④共同経営・漁協自営方式による水産業復興への運営支援，⑤流通・加工施設等の復興，⑥金融・保険対策，⑦被災漁業者の緊急雇用，⑧会計・税制措置，⑨漁協対策などを挙げ，総合的な対策を提言している。以後，政府によって漁業・漁村の復興のための施策が立案されるが，その内容を見ると，被災後の早い時期に提示された復興対策本部の提言が大きな影響力をもったものと推察される。

（注３）宮城県は１県１漁協であり県JFと表記する。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(2) 要請活動の展開

３月23日，国に対し水産業復興の緊急要請を行って以降，JF全漁連は矢継ぎ早に政策支援を得るための状況報告，要請活動，意見交換を多方面に展開した。すべてをここに網羅して記録することはできないが，主な活動としては，３月30日，民主党水産政策ワーキングチームと水産振興議連の合同会議に大日本水産会とともに出席し，水産被害の報告と国の全面的支援を要請。３月31日，自民党水産政策推進議員協議会・水産政策協議会の合同会議において復興・再生プロセスの考え方を示し，復興計画の早期策定と緊急の政策措置を要望。本会議では大日本水産会，海洋水産システム協会，全国漁港漁場協会，全水加工連，全蒲連，漁船保険中央会，漁済連など関係団体がそれぞれ支援を要望した。４月１日には佐藤水産庁長官と面談し，JF全漁連，被災道県のJF漁連（県JF）から被災状況，現地の課題について報告，必要とされる包括的な復興対策について意見を交換した。

４月４日，JF全漁連は総合政策部会拡大常任委員会を開催。会議終了後，JFグループ復興対策本部は大日本水産会対策本部とともに仙石官房副長官，鹿野農林水産大臣，櫻井財務副大臣に対し，水産業復興に関する緊急要請を行い，服部復興対策本部長からは「被害地域のほとんどは水産業を核として再生しなければならない地域であり，国による水産業・漁村復興プランを早急に策定し，政府が責任を持って復興するというメッセージを漁業者に届けてほしい」，大井JF岩手漁連会長からは「かつて経験したことのない被害規模であり，JFグループ・漁業者だけの力では立ち上がることはできない。早急な対策が必要」と訴えた。

(3) 第１次補正予算

JF全漁連はじめ水産業関係団体が団結・連携して真摯に重層的な要請活動を展開したこともあって，５月２日に成立した第１次補正予算において水産関係は総額2,153億円を確保することができた。その概要は，①漁港・漁場・漁村等の復旧に308億円，②漁船保険・漁業共済支払いへの対応として940億円，③海岸・海底清掃等漁場回復活動への支援に123億円，④漁船建造・共同定置網再建に対する支援として274億円，⑤養殖施設・種苗生産施設の再建に267億円，⑥産地市場・加工施設の再建に18億円，⑦無利子・無担保・無保証人融資等の金融対策，漁協再建支援に223億円というものであり，不十分ながらも総合的な施策となっており，復興に向けての一歩を踏み出すうえで大きな力となるものであった。

以後，補正予算は第４次まで手当てされ，水産関係は第２次（７月25日成立）で198億円，第３次（11月21日成立）で4,989億円，第４次（平成24年２月８日成立）で212億円が予算措置された。さらに，平成24年度においても復旧・復興枠で843億円が予算措置された。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

3　本格的復興に向けた取組み

(1)　漁業・漁村の復興・再生に向けた検討委員会

第１次補正予算によって緊急の政策措置を獲得したJF全漁連は次のステップとして漁業の本格的復興に向けて幅広く意見を集めるために，学識経験者等から構成される「漁業・漁村の復興・再生に向けた検討委員会」（委員長は東京大学社会科学研究所加瀬和俊教授，以下「検討委員会」）を設置した。検討委員会は６月１日から７月１日までの１か月間に３回開催され，短期間に集中的な議論を行い，７月８日には服部JF全漁連会長に中間報告書を手渡した。

中間報告書は，「第一　現状報告」「第二　復興の基本的考え方」「第三　第２次補正予算以降で実施されるべき具体的復興策」の３項目で構成されている。そのなかの「復興の基本的考え方」では，漁業の復興については，国の支援なくして自助・共助の努力だけでは復興することは不可能であること，こうした実情と漁業復興の国民的意義について広く国民の理解と支持を得て，国の施策に反映させる必要があることを明記している。復興の手順については，当面の操業を立ち上げる「短期的復興策」，共同利用等により経営を維持する「中期的復興策」，関連業界の整備と漁業・水産業のあり方について抜本的な見直しを行う「長期的復興策」と３段階に分け，各２年間，計６年間で復興を完成させることが望ましいとした。

具体的な復興策としては，①共同経営方式の導入，「もうかる漁業創設支援事業」(注4)の活用・拡充，②生産から加工・流通の一体的な復興，③復興の担い手となるJFの機能回復・基盤強化，④住民の意向を尊重した漁村の復興，⑤当面の収入確保策を挙げている。(注5)

（注４）漁業構造改革総合対策事業の一環として取り組まれている事業。認定された改革計画に基づき，①改革型漁船の導入等による収益性改善の取組み，②機器のリフレッシュや新たな操業形態の採用等による償却前利益を確保する収益性回復の取組みについて実証事業を行う漁協等に対し，必要な経費（用船料，養殖用施設の借上げ費，燃油費，資材費及びえさ代等）について，３年を上限に支援するもの。

（注５）「中間報告書」の全文はJF全漁連ホームページ（http://www.zengyoren.or.jp）に掲載

(2)　加工・流通の一体的な復興

水産においては，魚種により事情はそれぞれ異なるが，生鮮出荷で対応するのには限界があり，水揚地での一次処理や高度な加工処理を必要とするものも少なくない。また，水産加工業は水揚げ集中時の魚価の値崩れを防ぎ，一年を通じた安定的な消費を可能にする役割を担っており，漁業生産とワンセットで考えなければならないインフラである。震災によりこれらの一次処理場や加工施設が壊滅的な被害を受けたことから，被災地漁港への水揚げを断念せざるを得ない状況が生まれていた。

また，第１次補正予算によって小型漁船の共同利用等漁業生産現場での緊急的な政策措置が取られた一方，地盤沈下や土地利用計画の策定が遅れるなかで加工・流通業

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

界の再建については見通しの立たない状態が続いた。

そのような情勢を踏まえ，全漁連東日本産地工場会，全漁連西日本産地工場会は６月13日，合同で「復興に関する緊急総会」を開催した。緊急総会では，「復興支援事業を使っても二重ローンとなる。加工業者への援助がなければ水産業全体が無くなる」「水産業界はすそ野が広い。水揚げから加工・流通までの一体的支援が必要」「共同施設は補助の対象となるが，組合員の施設は対象にならないという壁がある」「二重ローンが悩み。公的機関による債務買取り・金利減免等を要望」「水揚げ港が限定され処理能力が追いつかない懸念がある。他地域への転送運賃も補助の対象とならないか」「これから盛漁期を迎え，保管庫，冷凍施設，運送業者等の確保が必要」など，被災地域から復興の現状と課題について切実な報告が多数あがった。

これらの加工・流通業者の窮状を受けて，JF全漁連および関連業界は生産・加工・流通の一体的な復興を政府に強く要請し，その成果もあって，第３次補正予算において水産加工流通業等の復興を促進するための支援策が多数盛り込まれるとともに，中小企業庁の第２次補正予算「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(注6)」が予備費より増額されるなど，水産加工流通施設の整備が急速に進められた。

また，JF全漁連では，被災地の経済活動に向けた復旧・復興を支援するため，①ワカメ共販の保管場所として必要不可欠な（株）ぜんぎょれん食品気仙沼冷凍工場（子会社）を緊急整備し，②被災地で水揚げされる生サバ・生スルメイカ・生サンマ等の取り扱いを６万８千トンとする計画を立て推進するとともに，③凍結・冷凍保管能力が著しく低下している地区においては，水揚げされた漁獲物の陸送や保管場所の移動を行うなど，流通活動の円滑化に努めた。

（注６）複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し，認定を受けた場合に，施設・設備の復旧・整備について補助するもの。補助率　国　1/2，県　1/4。

（3）　燃油税制の特例措置にかかる取組み

震災で甚大な被害を受けた漁業者にとって燃油代の多大な負担は復興への足かせともなり，看過できない問題である。JF全漁連は従来からこの問題に鋭意取り組んできたが，震災対応で多忙な状況下にもかかわらず，2012年度の税制改正に向けた取組みを今まで以上に強化した。

まず５月10日に開催された2011年度第２回総合政策部会において，JFグループの基本方針を確認した。すなわち，①農林漁業用Ａ重油に対する石油石炭税の特例措置の恒久化，②漁船用軽油に対する軽油引取税の特例措置の恒久化(注7)，③漁船用軽油に対する地球温暖化対策税に関する免税措置の創設，の３項目を最重要課題として位置づけ，さらに，その他の事項も含めて2011年度末の期限切れ事項すべての延長を求めていくこととした。

さらに，６月23日のJF全漁連通常総会に

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

《参考資料２》

＜わが国水産業・漁村の復興を図るための特別決議＞

３月11日の東日本大震災による地震と大津波は，わが国水産業にとってかけがえのない漁業地域に甚大な被害を与え，重要な漁業基地を壊滅させた。被災した地域は全国の漁業者にとって重要な漁場・水産基地であり，この地域の復興なくしてはわが国漁業の再生はあり得ない。我々JFグループは，被災した水産業の一日も早い復興に総力を挙げて取り組むことをここに決議するものである。

さらには，東京電力福島第一原発事故は，未だ収束のめどが立っていない。国並びに東京電力は，海への汚染水の流出の防止にあらゆる手段を総動員するとともに，一刻も早く事故の収束を図ることを求めるものである。

未曽有の難局を乗り越え，多くの漁業者が漁業を継続し，関連産業を含めた水産業の復興を成し遂げることが，水産食料の安定供給の責務を果たしていくため，不可欠の課題である。

従来の枠組みにとらわれることなく，漁業生産から加工・流通に至る一体的な再生，復興の担い手となるJF並びに漁村地域の復興・再生に向けた特別な政策と大型の本格復興予算措置の実現を国に強く求めていくことを，全国の水産関係者の総意として，ここに決議する。

＜燃油税制にかかる特例措置に関する特別決議＞

(1)　農林漁業用Ａ重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について恒久化すること。
(2)　漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について恒久化すること。
(3)　地球温暖化対策税については，漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。特に燃油への課税についてはＡ重油に限らず，軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

2011年６月23日

全国漁業協同組合連合会

おいて水産業・漁村の復興と燃油税制にかかる特別決議（参考資料２）を採択し，その後，承認された特別決議について政府，政党，関係省庁等に対する要請活動を半年間にわたり積極的に展開した。

軽油引取税の免税措置が2012年３月末で期限切れとなるなかで，中央と地方は連携を一層強め要請活動を全国規模で展開した。免税措置の恒久化を求める県段階の決起大会は９月以降８県域で開催され，26県域で県議会への請願が行われた。JF全漁連も運動を盛り上げていくためのポスター，チラシを作成，会員に配布して運動を支援した。10月から11月にかけては各党の国会議員を通じた国会請願を行い，11月９日には全国漁業代表者総決起集会を開催し，全国から集結した漁業者1,500人は「免税措置が打ち切られれば日本の漁業者は廃業に追い込まれ，漁業は崩壊する」と訴えた。

政府は12月10日の閣議で2012年度税制改正大綱を決定した。水産関係は，①農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例の適用期限の３年延長，②農林漁業用輸入Ａ重油の免税措置および同国産Ａ重油の還付措置（１リットル当たり2,040円）の適用期限の２年延長，③石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用Ａ重油および農林漁業用の軽油の免税・還付措置を設けることが盛

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

り込まれた。JFグループが求めてきた事項は「恒久的な措置」とはならず「期限付きの延長」という形ではあるが，実質的には漁業者の負担は一切増えることのない内容であり，要求は実現できたといえる。さらに，将来に向けて，「軽油取引税に係る課税免除措置の適用期限延長後の取扱いについては，（中略）課税免除措置廃止による国民生活への影響（中略）等も勘案しつつ，引き続き検討する」との記述が大綱に織り込まれ，将来の延長についても前向きに取り組む内容となっている。

（注７）軽油引取税は恒久措置として免税されていたが，2009年度税制改正で道路特定財源が一般財源化された際に課税対象となり，2011年度末までの臨時措置としての免税措置となった。この免税措置がなくなると，１リットル当たり32.1円が課税され，日本の平均的な沿岸漁業経営にとって年間約62万円の負担増になる。

(4)　がんばる漁業

第１次補正予算では日々の生活費を得るための手当て（瓦礫撤去など漁場機能の回復に対する助成）や共同利用小型漁船建造への助成など当面生活を維持していくための措置，操業を立ち上げるための措置がなされたが，本格的な復興のためには漁業生産を軌道に乗せるための仕掛けが必要である。その鍵となるものが，第３次補正予算で措置された「がんばる漁業復興支援事業」，「がんばる養殖復興支援事業」である。

がんばる漁業復興支援事業（243億円）

第2図　震災による悪影響を受けた漁業経営体育成の新たな仕組み（がんばる漁業復興支援事業）

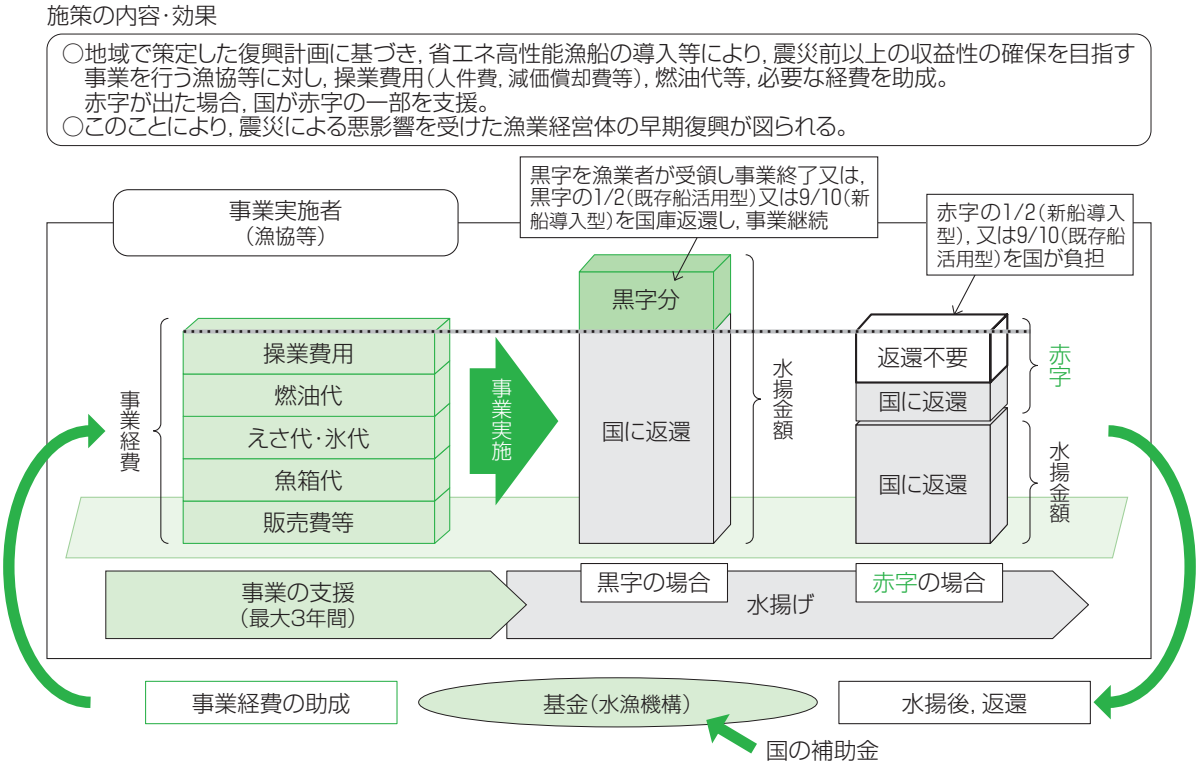

出典　NPO法人　水産業・漁村活性化推進機構ホームページ
（注）　水漁機構とは「水産業・漁村活性化推進機構」の略。以下同じ。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第3図　被災地の養殖経営体育成の新たな仕組み（がんばる養殖復興支援事業）

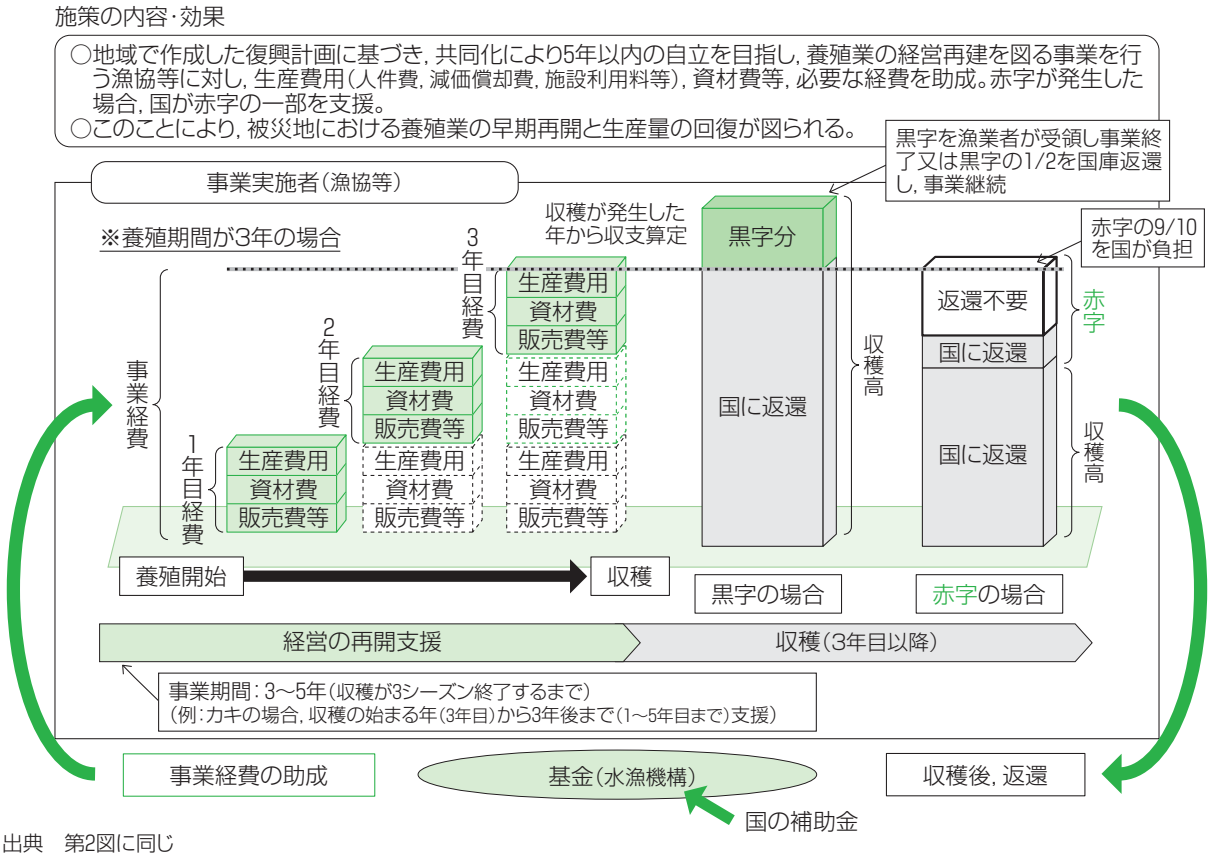

出典　第2図に同じ

は，地域で策定した復興計画に基づき震災前以上の収益性確保を目指し，安定的な生産体制の構築を行うJF等に対し，３年以内で必要な経費（用船料，燃油代，氷代等）を支援するものである。（第２図）

とくに養殖業の復興・再生については，生産から出荷まで通常１～３年の期間が必要なことから，その間の漁業者収入を確保することが最大の課題であり，その課題を解決すべくがんばる養殖復興支援事業（575億円）では，５年以内の自立を目標として，生産の共同化による早期経営再建を目指して，その間の必要経費（人件費，施設等借上費，養殖作業費，資材費等）を支援するものである。（第３，４，５図）

第4図　がんばる養殖復興支援事業の内容について

	内容
取組む要件	共同化して養殖の早期再開を目指す「養殖復興計画」を作成し，第三者からなる「認定協議会」で認定を受ける。
設定する目標	事業開始1事業期間目で償却前利益（施設関係経費を除いた経費と水揚げの差額）の黒字化が見込める計画であること。
取組の内容	3経営体以上の共同化
事業期間	3事業期間以内 （事業期間とは，養殖生産開始から出荷までの期間とする。）
水揚金額が事業費を下回った場合の取り扱い	差額（赤字分）の一部を国が助成。 【助成率】 赤字分の9/10
水揚金額が事業費を上回った場合の取り扱い	以下のいずれかを選択。 ①差額（黒字分）は漁業者等の報奨金とし，事業を終了 ②差額（黒字分）の1/2を国に返還し，事業を継続

出典　第2図に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第5図　がんばる養殖復興支援事業の共同化について

○共同化とは，経営すべてを共同で行うものに限らず，様々な共同化の取組みを組み合わせることによって，養殖の早期再開を図る。

取り組みの内容	具体例
施設･機器の共同化	・共同の「かき処理場」を設置し利用。 ・大型の養殖作業船をワカメの刈り取り時期に合わせて共同で利用。 ・スケジュールを組んでノリの乾燥機を共同利用。
作業の共同化	・海上作業と陸上作業に分担し共同で生産。 ・日常の管理は個別で行うが，種付けや刈り取りは共同で行う。 ・海上作業は個別で行うが，陸上作業は協力して行う。
資材購入･出荷の共同化	・品質をそろえた出荷をするため，導入する種苗や養殖飼料を統一化。 ・出荷サイズを統一化し，共同販売力を強化。
生産全般の共同化	・施設はすべて共同で所有し，作業もリーダーの指示により分業。作業賃金も平等に分配。
法人化による共同化	・被災養殖業者により法人を設立し，効率化された新たな事業として養殖を行う。

出典　第2図に同じ

漁業や養殖業が軌道に乗るまでの一定期間の経費を支援するこの事業は，JF全漁連が復興を加速するものとして提言してきた方式であり，今後の沿岸・養殖漁業再生の一つのモデルとしても期待しているものである。

4　水産特区構想に対する反論

５月10日，国の復興構想会議において宮城県村井知事は突如，民間法人の漁業参入を推進するための水産特区構想を提案した。村井知事の発言に対して地元JFみやぎは11日に臨時理事会を開き，沿岸漁業の秩序を乱し，漁協組織の根幹を揺るがすものであるとして直ちに反対の要望書を県に提出するとともに，特区構想の撤回を求める署名を１万４千名集め知事に手渡した。

JF全漁連は７月１日に農政・水産記者クラブにおいて，地域の意向を踏まえない強引な企業参入を許す水産特区構想には反対する旨の記者会見を行い，また，７月６日には「漁業者が一体となった復興を目指す緊急全国漁業代表者集会」を開催し，水産特区構想の導入による浜の秩序崩壊を許さない旨の決議を採択した。集会で阿部JFみやぎ理事長は「漁協が県から免許を受け，地先漁場を一元的に調整・管理しているのは，漁場を利用する漁業者が秩序をもって，環境に配慮しつつ効率的に漁場を使い，紛争やいさかいを起こさず持続的で安定した生産を続けるためである」，「企業は魚価が高ければ生産・販売に意欲を示すだろうが，魚価が下がれば生産意欲が減退し撤退につながるかもしれない。しかし，浜を生業とする漁業者は撤退などあり得ない」，「今，求められているのは，多くの問題を抱えた水産特区構想を強引に実現することではなく，漁業者の一日も早い自立・漁業の再生に全力で，国・県・系統・漁業者が一丸となって取り組むことである」と訴えた。

水産特区構想に反対する緊急全国漁業代表者集会

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

《参考資料３》

＜　決　　議　＞

漁業者が一体となった復興を図るための決議
～水産特区構想によって浜の秩序を崩壊させないために～

復興構想会議は，「特区」手法の活用により，地元漁業者が主体となった法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる仕組みを実現すべきであるとの内容を盛り込んだ提言を行った。

わが国沿岸漁業においては，多数の漁業種類が複層的に営まれており，漁協が漁業権を管理し，きめ細やかな漁業権行使規則を制定して厳しい管理を行うことで，資源と漁場の持続的利用を可能とするとともに漁業操業上のトラブルを回避してきた。特区構想の導入により，太宗の漁業者の同意を得て漁協が一元的に調整・管理している漁場において，一部の地元漁業者が主体となった法人が直接免許を受け，二つの管理主体が存在することとなれば操業上の紛争は必至であり，浜に混乱を招くこととなる。

復興に向け，漁業者が一体となって取り組んでいかなければならない今，特区構想が，漁業者の絆を分断し，長年にわたって積み上げてきた浜の秩序を崩壊させることにつながるものであれば，JFグループはその導入を断じて容認することはできない。

また，JFグループは，企業参入を一律に排除しているものではなく，むしろ，「企業ノウハウの活用による漁業・漁村の活性化」の方針を打ち出し取り組みを進めているところであるが，地域の意向を踏まえない強引な企業の参入には反対するものである。

国においては，地域の実態と意向を十分に把握し，漁業者の絆を分断させることなく一体となって未曽有の困難を乗り越え復興に取り組めるよう，関係者間の調整・仲介に最大限の努力を行うことをここに求める。

以上を決議する。

2011年７月６日

漁業者が一体となった復興を目指す
緊急全国漁業代表者集会

集会後，服部会長はじめ代表者は平野復興担当大臣，筒井農林水産副大臣，佐藤水産庁長官と面会し，採択した決議事項（参考資料３）の実現を強く求めた。

その後もJF全漁連並びに各都道府県JFグループは政府，政党，県議会等に対して特区構想撤回の要請活動を全力で展開するとともに，国民やマスコミ関係者の理解を得るために，５大紙およびNHKの論説・解説・編集委員を交えた懇談会を開催し，特区に関するJFグループの考え方やわが国沿岸漁場管理のあり方等について意見を交換した。しかし，このような要請活動にもかかわらず，10月28日，東日本大震災復興特別区域法案は閣議決定された。

閣議決定された復興特区法案の内容は，水産庁の努力もあって当初の議論からはかなり修正され，浜の秩序維持を考慮した，慎重な組み立てになっている。まず，漁業権の免許の優先順位の特例を特定区画漁業権(注8)にのみ適用し，地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難な区域について，地元漁業者主体の法人に対して県知事が直接免許を付与できるとした。次に，県の復興推進計画で特区措置が必要な実情等を明記すること，そのうえで，計画の妥当性について内

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

閣総理大臣が認定，併せて農林水産大臣が同意することを義務付けた。そして，知事による免許審査には，①すぐに事業を開始できる具体性，②事業を行うに足る事業能力（資金規模，技術），③社会的な信用性，④地元漁民の生業の維持や雇用の創出効果，⑤他の漁業との協調その他水面の総合利用に支障を及ぼさないとの基準が示された。

その後，11月18日の衆議院本会議で同法案の質疑が開始されたが，水産特区（同法第14条：漁業権の特例措置）についてはほぼ全ての野党から問題提起がなされ，国は，浜に混乱を及ぼさないように取り組むこと，漁業制度の根幹をゆるがすことのないように取り組む旨の答弁を行った。最終的には「漁業の特例導入に際しては国は浜全体の資源・漁村の管理に責任を持ち万全を期した措置を講ずること」という附帯決議付きで11月29日衆議院，12月７日参議院で可決，成立（12月26日施行）した。

JFグループの運動によって法案を完全撤回することはできなかったが，特区の安易な運用については一定の歯止めをかけることができたといえよう(注9)。

（注８）漁業権には，①定置漁業権（ぶり定置網，さけ定置網など），②区画漁業権（かき養殖，魚類小割り式養殖，真珠養殖など），③共同漁業権（あわび，さざえ，うに漁業など）の３種類がある。区画漁業権のうち藻類養殖，魚類小割り式養殖，地まき式貝類養殖などは特定区画漁業権といい，地元漁協による管理を優先して免許する仕組みになっている。特区法による特例措置はこの特定区画漁業権のみを対象とすることとした。

（注９）水産特区構想にかかる経緯，法案成立までの議論の推移等については「水産特区をめぐる課題と対応」『漁業と漁協』2012年１月号（JF全漁連　大森敏弘）参照

5　原発事故への対応

福島第一原発事故は地震，津波で甚大な被害を受けた漁民・漁村にさらに追い打ちをかけるような計り知れない打撃を与えている。JF全漁連はJFグループの先頭に立ってこの問題に対峙することとなった。

(1)　放射能汚染水の放水に対する抗議活動

最初の抗議活動は４月５日，福島第一原発施設内の放射能汚染水を，漁業関係者に何の相談もなく大量に放水するという暴挙に対し，抗議声明（参考資料４）を発表。翌６日には，服部JF全漁連会長が東京電力を訪問し，勝俣会長に直接抗議文を手渡し，汚染水の放水を一刻も早く中止することを強く申し入れた。同日，経済産業省松下副大臣に対しても同様の抗議を行った。

４月12日には，民主党農林水産部門会議の「原子力災害に関する農林水産物被害緊急対策ワーキングチーム」（郡司彰座長）で吉田JF全漁連専務，今橋JF茨城沿海地区漁連専務，小野JF鹿島灘組合長が意見陳述を行い，吉田専務は「東電と国の行為は，海を生業とするわれわれの生存を無視するものである」と述べ，汚染水の適正処理，風評被害の防止，水産業への被害補償の責任の明確化と十分な補償措置，国内原発の全ての安全点検を要望した。

その後，12月５日に，JF全漁連は福島第一原発の汚染水処理施設において蒸発濃縮

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

《参考資料４》

福島第一原発放射能汚染水放水に対する抗議声明

４月４日，政府は福島第一原発施設内の放射能汚染水を，漁業関係者に何の相談もなく大量に放水することを決定し実行するという暴挙に出た。

本会は，東京電力の関係者に対し高濃度放射能汚染水の海への放出を一刻も早く止め，これ以上の海への流出を行わないことを強く申入れてきたにもかかわらず，国と東京電力はこれを無視し，わが国漁業を崩壊に導く放射能汚染水の放水を強引に実行した。

地震による施設の損壊状況の把握や放水による水の処理等，当然として行わなければならない手立てを何ら行わず，このような重大な事態を引き起こした，国と東京電力の責任は到底許されるものではない。

海で生計を立てている全国の漁業関係者は，無責任な対応に計り知れない強い怒りを抱いている。

わが国漁業を死に至らしめないため，汚染水の放水を一刻も早く中止するとともに，高濃度汚染水の流出防止にあらゆる手を講じなければならない。

今回の国と東京電力の一方的な決定によりなされた暴挙と高濃度汚染水の流出が引き起こすあらゆる問題への対応や，直接，間接を問わず関係者の被る全ての被害に対する補償は，国と東京電力の責任において実施することを直ちに明らかにすることを求める。

2011年４月５日
全国漁業協同組合連合会

装置の事故により汚染水が漏出し，一部が海洋に流出した可能性があるとの連絡を受けた。再三にわたり二度と海へ汚染水を流出させない旨要求してきたにもかかわらず，度重なる事故が起きたわけである。JF全漁連はひび割れという初歩的な原因により汚染水漏出が発生したことを問題視し，東京電力の担当役員を呼んで強く抗議を行った。

さらに，東京電力は原子力安全・保安院に提出する福島第一原発の「中期的安全確保の考え方」における施設運営計画のなかで，処理汚染水を海洋に放出することを盛り込むとの意向を伝えてきた。これを受けて，12月８日，JF全漁連は服部会長，吉田専務，長屋常務の三役員がそろって東京電力を訪れ，西澤東京電力社長に対し抗議文を手渡し，「決して容認できない。全国の漁業者のこれまでの申し入れを無視する計画書は許し難い」と抗議した。同日，経済産業省を訪れ，松下副大臣に対し，東京電力と同様に強い抗議を行った。

抗議文では，原発事故により窮地に追い込まれている全国の漁業者の思いを重く受け止め，海洋への放出を計画から削除するとともに，①増水の原因とされている原子炉建屋等への地下水の流入に対する抜本的な対策，②汚染水処理施設の除染能力の向上確保や故障時の代替施設を含めた安定的稼働の確保対策，③汚染水（処理済も含む）保管のための陸上施設等のさらなる設置方策を求めた。

このようなJF全漁連の抗議を受けて，東京電力は計画書を再検討し，浄化した汚染

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

水の海への放出は計画書から削除された。(注10)

(注10) 抗議文で要望した３項目については，施設運営計画のなかで「これらの対策（３項目のこと：筆者注）を実施のうえ，液体廃棄物の海洋への安易な放出は行わない」とし，やむを得ず海洋へ放出するような場合，「関係省庁の了解なくしては行わないものとする」という内容になった。

(2) 原子力損害賠償の請求

農林水産省は４月18日，福島県，茨城県等関係５県と97の関係団体を集めて，「福島原子力発電所事故に係る連絡会議」を開催し，東京電力による状況説明と意見交換が行われた。会議では，JF全漁連から「30キロ圏内周辺水域では安全性が確認できず，操業自粛している。これも直接被害になるようにしてほしい」と，関係者に要望した。

続く４月19日，JF全漁連は福島原子力発電所事故に係る常務者・指導担当部課長合同会議を開催し，損害賠償に対する考え方・賠償請求の進め方（案）を示し今後の取組み等について協議した。まずJF全漁連吉田専務を統括とする「福島原発事故対応全漁連専任チーム」を設置し，水産庁等との連絡・調整窓口，各県へ情報を提供する発信窓口とすることとした。補償・賠償の請求の仕方については，原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）に則り，都道府県単位で東京電力に対して賠償を求めていく。また，並行して国に対して補償や一時金の支払いを求めていくとした。

損害賠償額は漁業者個人ごとに算出，JF漁連（県JF）の代表者が損害を受けた漁業者との委任関係に基づいて，東電に対する損害請求並びに審査会への申し立てを行うこととした。

３日後の４月22日，JF全漁連は平成23年度第１回総合政策部会の会議にオブザーバーとしてJF福島漁連の野崎会長，JF茨城沿海地区漁連の小野副会長（当時）の出席を求め，原発事故後の状況について説明を受けた。JF福島漁連からは「震災後，漁業再開に向けて歩み出そうとしていた矢先に事故が発生。４月７日には県下組合長が集まり協議した結果，出漁停止とした。事故は長期化の様相を呈している(注11)」，JF茨城沿海地区漁連からは「４月４日，コウナゴから基準値を超えるセシウムが検出され，５日には出荷・販売を自粛。茨城県産魚の水揚げ拒否，仲買が築地市場で入荷拒否といった状況。漁業者は出漁意向が強く，そのためにはモニタリングを要望している」との報告があった。

４月27日，服部会長は菅首相に対し福島原発事故の拡大防止と１日も早い事態の収束に向けあらゆる方策を講じること，ならびに風評被害防止と補償等についても万全を期すよう求める緊急要請を行った。

５月16日，JF全漁連は第４回原子力損害賠償紛争審査会に出席し，被害状況について説明した。JF全漁連の吉田専務は「福島県沖は，他県のカツオ，サンマ漁船などが操業する全国屈指の漁場であり，全国的に大きな影響・被害を受けている」とし，全面操業自粛の福島県だけでなく，周辺の茨城県・千葉県においても操業自粛，水揚げ拒否，価格下落といった影響を受けて漁業

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

収入が激減している現状について報告。損害賠償の判断基準となる中間指針においては，第１次指針で整理された損害に加えて，①出荷制限が行われた県の水産物全体，②出荷制限等県の周辺都県の水産物，③輸出向け水産物も取り上げてほしいと述べた。

８月５日，原子力損害賠償紛争審査会は中間指針を提示した。JF全漁連の要望も一部取り上げられ，①風評被害が損害賠償の対象に盛り込まれ(注12)，また，②福島県と茨城県で漁獲されたすべての水産物が賠償されることとなった。政府の出荷制限や自治体の自粛要請で受けた損害については，減収分とその追加的費用が認められたほか，出荷制限指示等の解除後の損害についても，これによって生じた減収，操業再開のために必要な追加的費用も合理的な範囲内において賠償すべき損害と認められた。

(注11) JF福島漁連は福島第一原発事故後，３月14日に対策本部を設置。さらに県行政と協議し３月15日以降，福島県沖の操業を自粛していた。

(注12) 風評被害については，水産物について「政府等による出荷制限指示等（同年４月までのものに限る）が出されたことがある区域において産出された全ての水産物（食用に限る）」とした。このため，コウナゴ以外の魚種についてもその対象となった。また，漁業者が買い控えなどによる被害を懸念し，事前に自らが出荷，操業などを断念したことにより生じた被害も，かかる判断がやむを得ないと認められる場合には，損害賠償の対象となる。風評被害の損害項目としては，消費者または取引先が商品またはサービスの買い控え，取引停止等を行ったために生じた①営業損害，②就労不能等に伴う損害，③検査費用（物）とした。

おわりに

大震災からの農林漁業の復興の記録を残すことは農林漁業系統団体のシンクタンクである当農林中金総合研究所の使命であろう。『農林金融』平成24年３月号の農業復興特集に続いて本号では漁業の復興を取り上げた。本来であれば，被災された一人一人の漁業者の方々，各JF（漁協），各JF漁連（県JF）の復興に向けた取組みをすべて記録として残したいが，それは現実には叶わぬことである。そこで本稿では漁協系統組織の代表としてJF全漁連の１年間の復興に向けた活動を整理し，とりまとめた。しかし，ここに整理したことはJF全漁連の活動の一部である。JF全漁連が取り組んだ活動すべてを記録することはできないが，①地震発生直後の被害状況の把握，緊急支援活動，②復興に向けての政策提言，漁業復興予算の要請・確保，③本格的復興に向けた提案，漁業経営安定化に向けた政策要請，④原発事故対応など，時の経過とともに段階的に展開された，多岐にわたる活動の一端は紹介できたのではないかと思われる。

しかし，被災地の漁業の復興はまだまだ先の長い険しい道のりであろう。とくに，福島においては，多くの漁村で３月11日から「時」が止まったままである。

農林中金総合研究所としては，これからも被災地の漁業の復興の状況，JF系統の取組みを記録に残し，情報を発信し続けることによって復興を支援していきたいと考えている。

<参考資料>

1.『全漁連情報』（編集・発行　全国漁業協同組合連合会）1740号（平成23年４月６日）～1788号（平成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

24年３月28日）
2.『東北地方太平洋沖地震関係　連絡・状況報告』（JFグループ東北地方太平洋沖地震漁業・漁村災害・復興対策本部）No.1（平成23年３月14日）～No.19（平成23年７月29日）
3. 東北地方太平洋沖地震による被災漁業・漁村の復興・再生に向けた有識者等検討委員会『中間報告書』2011年（平成23年）７月

（すずき　としのり）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/